

「泉南市人権保育・教育基本方針（案）」に対するパブリックコメントについて

「泉南市人権保育・教育基本方針（案）」に対するパブリックコメントの実施結果は、下記のとおりです。

1. 募集期間 令和5年5月15日（月）から令和5年6月14日（水）まで
2. 提出方法 郵送、FAX、Eメール又は人権国際教育課へ持参
3. 提出者数 1名
4. 意見件数 20件
5. 寄せられた意見と意見に対する市の考え方
6. 氏名・住所・連絡先の記載がない方、市民（在住・在勤・在学等）を確認できない方、期日を過ぎて提出があった意見は記載していません。
7. 計画内容に触れられていない意見、計画<案>の賛否を問うものではないため賛否の結論のみの意見は記載していません。
8. 提出された意見等に類似したものがあある場合は、これらを集約し適宜整理した上で記載している場合があります。

項目番号	泉南市人権保育教育基本方針（案） 該当ページ	寄せられた意見等	意見に対する市の考え方
1	1	国連での決議や採択が記載されているが、国連は常任理事国同士が自国の利益になるような行動をしているのは、昨年からのウクライナ戦争でも同じである。このため、国連の決議や採択をすべて正しいとする見解は、正しいものではない。よって、大段に世界の状況の説明において「国連の・・・」という書き方は却下すべきである。あるいは、どうしても書きたいのなら、国連のみならず、世界の主要な見解を調査した上で記載すべきである。	国連憲章第2条では「この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内になる事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない」とされています。しかし、日本国憲法第98条第2項において「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」としており、我が国が批准している国連総会決議採択については、その趣旨に沿って国内法を整備し取組を進めていく必要があると考えています。
2	1、2	上記同様に国連がすべて正しいという観点は間違っている。そもそも、各国はその地理的、歴史的、民族的背景が異なっている。特に日本は地理的に島国であると同時に、民族的にその時々の政権が天皇陛下を中心にした神道を奉った国家である。近代化の時代には明治天皇が「教育勅語」により国民が協力していくことによって1人1人が生きがいのある人生を過ごせるようにした背景がある。このような時代背景を無視もしくは意図的に排斥する本方針は抜本的に見直すべきである。	国連憲章第2条では「この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内になる事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない」とされています。しかし、日本国憲法第98条第2項において「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」としており、我が国が批准している国連総会決議採択については、その趣旨に沿って国内法を整備し取組を進めていく必要があると考えています。
3	2	本書に共通する「人権」とは何を意味するものなのか？この意味を具体的に説明してもらいたい。現状で、日本人の自殺の絶対数（公開されない数値も入れると10万人を超えるとも言われる）は年々増加する一方である。人権人権と声だかに叫びながら、目の前の窮状に何も手出しのできない教育委員会の責任は重大である。単に「人権は大切」というきこえのいい響きだけで、国民、府民、市民を欺くことに、大いに反省してください。	人権擁護推進審議会答申（平成11年）には、「人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利である。人権は、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であるが、それは人間固有の尊厳に由来する。」と示されています。泉南市においても、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、もって人権が尊重されるまちの実現のために、人権保育・教育を推進していきます。
4	3	「差別のない住みよい泉南市」を目指すということは、「現状は差別だらけで住みにくい泉南市」ということがこの文章を読んでの方なら感じるはず。なぜ、表面的な繕いだけで物事を終わらせようとするのか？現状が「差別だらけで住みにくくて、生きづらい（自殺したくなる）泉南市」ということを正直に認めること。そのうえで、原因と対策を本気で考えることから始まる。泉南市に関わる（住む、働く、遊ぶ）方々に申し上げたい。これまで、同和教育という名のもとに差別を作り出してきたのは誰なのか？もうそろそろ、イデオロギーを抜きにして、本気で家族のこと、地域社会のこと、自国のことを考える（稽える）ことをしようではありませんか！	泉南市においては、泉南市人権尊重のまちづくり条例を施行し、第6次総合計画にある「誰もがかけがえのない存在として、一人ひとりの人権を尊重し合うことができるまち」を目指して、人権施策を進めてきたところです。今後も、市の上位計画である総合計画や人権行政基本方針に沿って人権保育・教育を進めていくことで、すべての人が差別を受けることなく安心して暮らしていくことができるようにしていきます。

5	5	本表現にある「自らが大切であることを認める」ことは重要である。しかしながら、なぜ大切なのか？を残念ながら、教育委員会は教えていない。人権が大切だから自分が大切ではない。自分という存在には、理由・原因＝親がいる。そして、親にも親がいる。日本は数万年にわたって、ご先祖様がその命と国土、主権を維持してきた村社会であり、国家である。そのような連綿とした中での自分には、自ずと命を受けとったものとしての使命があるのです。だからこそ、「自分は唯一無二の存在であり、大切なもの」なのです。このような事実を伝えることが必要です。	自らが大切であるということを全ての人が実感できるように取組を推進していきます。
6	5	コロナによる悪影響を記載しているが、世界では、コロナ対策はすでに1年以上前から不要であり、ワクチン接種に関しても一部の企業の利益誘導の実態が検証されている。にもかかわらず、未だに「隣の人が気になってマスクも外せない」という勉強不足を良いことにして、未だにコロナ対策などという表現をしている本書の執筆者の精神を疑う。 現状は、コロナという意図的に発生、拡散、仕掛けられたウソの宣伝により、国内は「恐怖、疑心、不安」は蔓延した。これに対する課題、対策は、真実を見つめる素直な心を育成して、健全に立て直す方法を一緒に考えることである。	長期間にわたるコロナ禍の影響が様々な形で表れていると認識しています。そのことをふまえて、人権保育・教育を進めていく必要があると考えています。
7	6	この表現はいいと思う。	この基本理念を実現できるように取組を進めていきます。
8	6	本来、日本には差別はなかった。天皇陛下を唯一の存在として、他はすべて同じである。職業による差別、性による差別ももとはなかった。そのような差別の概念は近代化とともに、導入された「日本以外の概念」である。よって、今すべきことは、ももとの日本の価値観を取り戻すことである。	法律や条例に基づき、差別をなくすために取組を進めていきます。
9	7	保育、教育を受ける権利の保障を国籍にも適用することは、問題がある。そもそも、国ごとに保育・教育の方針、権利の保障は異なるため、ここに国籍を入れることは出来ない。	外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受入について、文部科学省は児童の権利に関する条約の第28条等に基づき、「外国人の子どもには、我が国の義務教育への就学義務はないが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受入れる」こと、「教科書の無償配付及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障する」ことを示しています。泉南市としても、同様の考えで外国人の子どもにも保育・教育を受ける権利を保障していきたいと考えています。
10	7	繰り返しになるが、「人権尊重の社会の実現のためには・・・」は削除すべきである。代わりに「家族的価値観の社会の実現には・・・」に修正するよう要望する。後段の文章はその目的に沿って修正されるべきである。また（注）に記載されている内容は至極真っ当であると理解されるが、現行の日本政府はこの方針に沿った行動を起こしていない。例えば北朝鮮による拉致被害の実態把握と公表、決死の救出行動などは残念ながら行われていない。また最近ではLGBT法案という「女性」を軽視し、性被害を拡大させる法案を無理に通過させた事実からも、人権尊重ということばは、完全に意味のないものとなっている。	人権擁護推進審議会答申（平成11年）には、「人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利である。人権は、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であるが、それは人間固有の尊厳に由来する。」と示されています。泉南市においても、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、もって人権が尊重されるまちの実現のために、人権保育・教育を推進していきます。その際には、「人権教育の指導方法の在り方について 第三次とりまとめ」（文部科学省）において示されている「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」の3側面を意識して取組を進めていく必要があると考えています。
11	7、8	最後の一文「人権教育の・・・」の人権の表現を削除すべきである。	第6次泉南市総合計画や泉南市人権行政基本方針の方向性に沿って、人権保育・教育を進めていくための基本方針と考えています。
12	8②	「人権教育では・・・」の人権を削除すべきである。	第6次泉南市総合計画や泉南市人権行政基本方針の方向性に沿って、人権保育・教育を進めていくための基本方針と考えています。
13	8③	権利を主体性に変更すること。	子どもの権利条約では、子ども（18歳未満の人）が権利をもつ主体であることを明確に示し、子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めています。泉南市もこの考え方で人権保育・教育を進めていく必要があると考えています。
14	8、9④	人権保育という表現を単に保育に変更すること	第6次泉南市総合計画や泉南市人権行政基本方針の方向性に沿って、人権保育・教育を進めていくための基本方針と考えています。

15	9⑤	人権は削除すること。	第6次泉南市総合計画や泉南市人権行政基本方針の方向性に沿って、人権保育・教育を進めていくための基本方針と考えています。
16	9⑦	人権は削除すること。	第6次泉南市総合計画や泉南市人権行政基本方針の方向性に沿って、人権保育・教育を進めていくための基本方針と考えています。
17	10⑧	全文削除	人権の諸課題については、国が示した「人権教育・啓発に関する基本計画」において、「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。」とされています。本基本方針においても、大阪府人権教育推進プランや泉南市人権行政推進プランに沿って、人権の諸課題について取り組んでいく必要があると考えます。
18	10⑨	人権は削除すること。	第6次泉南市総合計画や泉南市人権行政基本方針の方向性に沿って、人権保育・教育を進めていくための基本方針と考えています。
19	10⑩	人権は削除すること。	第6次泉南市総合計画や泉南市人権行政基本方針の方向性に沿って、人権保育・教育を進めていくための基本方針と考えています。
20	以下同様	人権は削除すること。	第6次泉南市総合計画や泉南市人権行政基本方針の方向性に沿って、人権保育・教育を進めていくための基本方針と考えています。